

宮城県道路公社

部長		技監		課長				所長		副所長	技術担当		技術次長		技術主幹		設計者	
----	--	----	--	----	--	--	--	----	--	-----	------	--	------	--	------	--	-----	--

業務仕様書

事業年度	令和7年度	業務番号	仙松維債第1号
業務名	仙台松島道路 道路保全業務委託 実施仕様書		
路線名	(国)45号・(主)仙台松島線		
施行地名	宮城郡 利府町 春日～東松島市 川下 地内		
工期	契約締結日の翌営業日から 令和9年3月31日		

業務概要

別紙のとおり。	
---------	--

工事概要

仙台松島道路 道路保全業務委託 道路維持修繕工 L=18.3km

道路維持		○排水施設清掃工	
○道路巡回工		側溝清掃 無蓋	L= 19,000 m
定期点検		樹清掃	N= 1,200 箇所
臨時点検		防災調整池清掃	N= 2 箇所
防災調整池定期巡視 (3月～11月, 1月)		○道路付属物清掃工	
防災調整池異常時巡視		防眩板清掃	N= 3,390 本
法面巡視		非常電話清掃	N= 44 基
○舗装工		○植栽維持工	
路面切削		剪定(高中低木)	N= 938 本
表層工(排水性As13) t=5cm		寄植剪定(中低木)	A= 9,370 m ²
基層工(再生粗粒As20) t=5cm		芝刈り工	A= 9,300 m ²
上層路盤工(再生As安定処理40) t=10cm		抜根除草工	A= 1,000 m ²
表層工(改質Ⅱ型) t=5cm		施肥(高中低木)	N= 938 本
カラー舗装		寄植施肥(中低木)	A= 8,550 m ²
○道路清掃工		○除草工	
路面清掃(機械 本線部)		除草	A= 70,000 m ²
路面清掃(機械 ランプ部)		除草剤散布	N= 2 回
路面清掃(人力)		○伐木工	1 式
○春日パーキング清掃工 春日パーキングゴミ回収		伐木	
		○区画線工	
		溶融式区画線工	L= 8,000 m
		高視認性区画線設置	L= 4,000 m
		○雑工	1 式
		雑工	

工事概要

道路損傷施設復旧工

○付属物復旧工

ガードレール復旧

一式

令和7年度
仙台松島道路　道路保全業務委託
特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

業務の実施にあたっては、「宮城県土木部制定、共通仕様書（土木工事編Ⅰ、Ⅱ、委託編）に基づき行わなければならない。

2. 工期

契約締結日の翌営業日～令和9年3月31日まで、ただし、実業務は令和8年3月1日（0：00）～令和9年2月28日（24：00）とする

3. 業務目的

当該道路を通常良好な状態に保つよう管理し、サービスの向上と安全で円滑な交通を確保するための日常的維持業務である。

4. 業務

1) 施工について

受託者は、監督職員の指示により施工しなければならない。

施工にあたり受託者は、図面等（平面図、横断図、構造図）及び数量計算書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。また、使用材料については図面及びカタログ等により承諾を得て材料の搬入時に材料検査を行うこと。

施工完了後受託者は、作業日報、工事写真、出来形図、出来形管理図表、品質管理図表等を提出しなければならない、また、監督職員はその他必要な資料等を請求できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

2) 主な簡易的な管理業務について

現場代理人、監理技術者にあっては、事務所との打合せ、報告時等に来所する際など、管理する道路を利用しながら常時巡回を兼ねるものとし、施設に変状があった場合は監督職員に報告し、また軽易なものについてはその都度対応する事とする
(軽易なもの：落下物の拾得、垂れ下がってきた竹や木の枝及び蔓草の除去。路肩から繁茂した雑草の除去等)

3) 構造物等の点検について

点検業務にあたり受託者は、別添道路維持管理要領に基づき 点検計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

点検の時期は第1回目は4月末日まで、第2回目は9月末日までに終え、本業務の管理計画に用いられるよう書類を整理し提出すること。

2回目の点検の実施に際しては、1回目の点検状況を確認の上、8月末までに点検箇所、点検方法等監督職員の承諾を得た後点検を実施すること。
点検後は、点検報告書を作成し提出しなければならない。異常等が発見された場合、その詳細を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

なお 軽微な損傷等の補修については、当業務に含まれるものとし、重大なものについては、協議するものとする。

また、予測出来ない事故・故障等が発生した場合、その原因調査、対応等についても行うものとする。

4) 災害時の応援協力要請について

本社及び管理事務所は、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、維持修繕作業等の請負会社及び点検管理業務の委託会社等と、災害時の応援協力義務や連絡体制等について、相互に確認しておくものとする。

5) 応急復旧の基本方針及び障害物の除去(道路の啓開作業等)について

災害が発生した場合、速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、災害時などの緊急点検において異常を発見した際には、監督員に早急に報告し対応について指示を仰ぐものとする。

道路交通に支障がある路上の土砂、立木、工作物等については、前項の基本方針に基づき速やかに除去するものとする。

事故車両、放置車両等の障害物を除去する必要が生じた場合、関係警察機関、消防機関等と協力して、必要な措置を講じるものとする。

5. その他

1) 道路損傷施設復旧工について

本業務では、交通事故等に伴い損傷した道路施設の復旧工事費「15,448,400円(税込)を計上している。

その工事を行う際には、各々の損傷状況に応じた施工方法等について受託者と協議のうえ費用等を決定し(見積書等の提出)、精算については実費精算とする。

見積については、見積指示を受け概ね2週間以内の提出とし、その期間を超過する場合、監督職員に理由を付して提出の延期願を申し出ること。

工事施工については、見積を提出と並行して施工の準備を推し進め施工指示を受けた後、概ね1ヶ月以内に完成させること。

本業務の原因者工事は、9年1月末までの案件を見積書を提出の上、年度内に完成させること。完了が難しい場合はその旨を監督職員に理由(資材入手困難、天候不順等)を付して協議すること。

2) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合はその都度、監督職員と協議するものとする。

3) 本業務施工にあたりこの特記仕様書の外、別に宮城県が制定している条件明示書(R7.11)を準用している。

6. 提出書類

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1) 施工計画書 | 1 1) 品質管理図表 |
| 2) 点検計画書 | 1 2) 出来形管理図表、出来形図 |
| 3) 承諾書(承認図)、確認書綴り | 1 3) 出来高報告書 |
| 4) 提出書綴り | 1 4) 履行報告書 |
| 5) 指示書綴り | 1 5) 工事打ち合わせ書 |
| 6) 作業日報 | |
| 7) 段階確認書又は、立会願 | |
| 8) 道路点検日誌 | |
| 9) 設備点検報告書 | |
| 10) 工事写真 | |

一 特記仕様書一

令和7年11月1日以降公告案件から適用

施工条件明示書

工事番号	令和7年度 仙松委債第1号			工事名	仙台松島道路 道路保全業務		事務所名	仙台松島道路管理事務所																			
項目			条件	内 容		施工方法	備考																				
1 共通仕様書の適用			本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。																								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置																											
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		<input checked="" type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)																								
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		<input checked="" type="radio"/>	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。																								
(3) 上記以外		<input checked="" type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手(別紙のとおり)																								
			上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html																								
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置			建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となつた際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリーンズ(CORIINS)への登録を行うこと。																								
4 積算基準及び設計単価の適用期限			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 積算基準及び設計単価の適用について</td> <td><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td><input type="radio"/> ない</td> <td colspan="4">積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更</td> <td rowspan="2"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td rowspan="2"><input type="radio"/> ない</td> <td colspan="4">本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">適用「なし」の理由 本工事(業務)は、道路保全業務であるため。</td> </tr> </table>						(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。				(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。				適用「なし」の理由 本工事(業務)は、道路保全業務であるため。			
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。																								
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。																							
				適用「なし」の理由 本工事(業務)は、道路保全業務であるため。																							
5 工程関係																											
(1) 関連工事による施工時期の調整		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	道路保全をスムーズに引き継ぐ為前業務及び次期の業務との工期を重複する			特記仕様書のとおり																				
(2) 施工時期による制限		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	法面の幼木伐採及び幼竹の撤去にかかる点検			幼木伐採は、5月の連休前まで 幼竹の撤去は竹の生育状況を見ながら5月の連休前後																				
(3) 関係機関等との協議の未成立		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない																								
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない																								
6 公害対策関係																											
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない																								
7 安全対策関係																											
(1) 交通安全施設等の指定		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	当社管理の道路は高速道路で有ることから遠くからも判断出来る 大きさ及び視認性の良いもの(標識等)を使用すること				高速道路上での作業については作業員の服装も視認性の良いものを着用させること																			
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない																								
8 排水工関係																											
(1) 溝水、湧水処理のための特別な対策の必要性		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない																								
9 建設副産物対策関係(建設発生土)																											
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。																									
				処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考																		
		名称		所在地																							
(2) 建設発生土		処理・処分	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない				km																			

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																	
(1)建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。														
(2)建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間												
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。															
		コンクリート塊	○ある ◎ない		km	時 分 ~ 時 分											
		アスファルト塊	◎ある ○ない	大郷町内 東北黒沢建設工業(株)	中間処理	21.5 km	時 分 ~ 時 分										
		建設発生木材	◎ある ○ない	丹勝リサイクルセンター	リサイクル	km	時 分 ~ 時 分										
		建設汚泥	◎ある ○ない	松島協業公社を想定している	最終処分	10 km	時 分 ~ 時 分										
(3)再生材の利用		◎ある ○ない	当該発生する市町村の処分施設	最終処分	14 km	時 分 ~ 時 分											
		種類・数量	再生AS安定処理を想定している														
11 現場環境改善																	
(1)現場環境改善費(率計上)について		○ある ◎ない	本工事は、現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、營繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 爆破負荷の低減</td></tr> <tr> <td>營繕関係</td><td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 実働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 安全防止対策(警報器等)</td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学者(インフォーメーション)の設置及び管理運営 7. バンフレット・工法説明ビデオ 8. 増産対策費(増産行事等の経費を含む) 9. ハッピング</td></tr> </tbody> </table>					計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 爆破負荷の低減	營繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 実働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 安全防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学者(インフォーメーション)の設置及び管理運営 7. バンフレット・工法説明ビデオ 8. 増産対策費(増産行事等の経費を含む) 9. ハッピング
計上費目	実施する内容(率計上分)																
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 爆破負荷の低減																
營繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 実働宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 安全防止対策(警報器等)																
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学者(インフォーメーション)の設置及び管理運営 7. バンフレット・工法説明ビデオ 8. 増産対策費(増産行事等の経費を含む) 9. ハッピング																
(2)避暑(熱中症対策)・避寒対策費について			避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上分)の50%とする。なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製水機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。														
(3)快適トイレの設置費について			受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(營繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。														
12 品質証明																	
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある ◎ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。														
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある ◎ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。														
13 標準的な設計図書による発注方式																	
14 資材関係																	
(1)生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。														
(2)購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。														
(3)宮城県グリーン製品の利用			1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。														
		○ある ◎ない	2. 盛土材、埋め戻し材														
		○ある ◎ない	3. その他()														
(4)県内産製品の使用		○ある ◎ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html														
(5)現場吹付法棒工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm ² 以上とする。														
15 設計変更の手続き																	
(1)設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。														
			詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】														

16 その他			
(1) 補装の下請制限について	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。
(2) 「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。
(4) 貸与資料の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならぬ。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを持ちて発注者に提示すること。
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8) 盛土規制法について			本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3) ウィークリースタンス等の推進			本工事は、受注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html
19 週休2日工事の適用の有無			
(1) 週休2日工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うことする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2) 週休2日工事の種別	<input checked="" type="radio"/> 現場閉所型	<input type="radio"/> 交替制	実施困難工事の理由 ・道路の保全業務であり、24時間有料道路の保全を要することから完全週休制には馴染まない。 ただし、事故無く道路交通に支障が無い場合については、出勤することを要しないがその場合でも連絡を取れる体勢である事
(3) 週休2日工事の区分			現場閉所型:巡回ノトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行なうことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	実行方法	備考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ◎ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点での設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>當繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 14.93% 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.13%</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある ◎ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ◎ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある ◎ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所〇〇, 〇〇), △△地区(施工箇所〇〇, 〇〇)、□□地区(施工箇所〇〇)(以下、対象地区といふ)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある ◎ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の〇〇の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、〇〇の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある ◎ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。		
		補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 巡視等について			
(1) 道路巡視について	一週間に一度上下線の巡視実施し、視距、路面、道路施設の異常の有無を確認する	異常を確認した場合監督員へ報告し早急に対処を講じる	
(2) 春日PAの巡回清掃	一週間に一度以上清掃に合わせて代理人若しくは監理技術者が、上下線PAの巡回実施し、施設の異常の有無を確認する。清掃については原則火曜日、金曜日の週2回で計上してある	異常を見つけたときは監督員に報告すると共にその対処についても検討し提案すること	
(3) 道路法面の巡視及び倒竹について	4月～6月にかけて若竹の成長期となり、視距の妨げとなるまた、放置すると降雨や降雪で倒竹し通行の支障となることから、この時期に半日程度の巡回を実施し倒竹すること	若竹の成長期には高さ10～100cmの間に全て撤去し良好な交通管理を行う事なお、この時期に見落として生育してしまった倒竹費用は受託者の負担で処理すること(その後に生育したもののは別途協議すること)	
(4) ポットホール	ポットホールを見つけた際は監督職員に報告し3日以内に対応する事(ただし、緊急を除く)	暫定で対応したものは1週間程度で走行に支障の無いよう加熱アスファルトにより復旧するもの	
(5) 追加			
2 伐木・除草・剪定について			
(1) 除草について	除草については、別に発注する除草業務と競合する	別に発注する業務の受注者が決まりしだい協議する	
(2) 除草について	管理範囲が長いことから、カヌミン対策や果樹園等の隣接者への対策が必要	施工時期や施工順番の調整が必要なため別に工程表を作成し協議すること	
(3) 樹木剪定について	植樹されてから長い年月が経過していることから樹木の数や高さなど必要な情報を整理する	作業着手前に台帳等と照合し承諾を得ること	9月に樹木本数など報告
(4) 伐木(視距の確保)	樹木の繁茂期に標識、表示盤、視距が侵され、良好な環境を維持出来ない	緊急工事的な対応が必要となることから、想定される手続き等を事前に行うこと	
(5) 伐木(常時)	樹木の垂れ下がりによる緊急工事を抑止するため、計画的に路外の伐木の実施する	日頃の巡回から優先順位場所数量、概算費用も含め協議すること	
(6) 伐木(春・秋作業)	供用してから50年が過ぎ法面の木々の繁茂が著しいことから計画的に伐採が必要となっている	クサカルゴン等を使用し2～3年の幼木の伐採を行う事(大郷IC～利府中IC)	
(7) 除草剤の散布	当社の道路は排水性舗装が施されており、路肩に排水する構造となっている。その路肩に土砂の堆積及び堆積土砂から雑草等の繁茂が見られるから適期に除草剤散布を行い視距の確保すること	除草剤の選定は、周辺環境に影響が少ない物を選定し、散布後合わせて排水溝(舗装端)の清掃を行う事	
3 排水溝			
(1) 路外の排水溝について	法面崩落の多くの原因是排水不良にあることから良好な排水環境の維持	第1回の定期点検時確認し、著しく損なわれている箇所は点検時清掃を実施すること	
(2) 路側の排水溝	当社の表層は排水性舗装で有り、路側に排水溝を設けているが土砂の堆積による排水不良がある	第1回の点検時には路側及び中央分離帯の排水溝を清掃し、梅雨時期まで完了させること	区間を決めて施工計画を提出すること
(3) 枝について	東日本大震災、それ以降の地震等により破損している枝等について	第1回点検時に確認されたものは清掃・補修等提案を行い承諾を得て実施すること	約1200個を清掃1回/年
(4) 円形側溝の点検清掃について	令和5年度より松北～利府中の上り線において円形側溝が設置された。	円形側溝に蓋がなく落ち葉の侵入により排水の阻害になる箇所がある。定期的な巡回により危険箇所を把握し適期に清掃を実施すること	
(5) 追加			
4 路面			
(1) ポットホールについて	当社管理の道路は高速道路である事から小さな傷やポットホールが起因して大事故になる場合もある	日頃の巡回により、見つけたポットホールについては早急に対応しその後報告すること	
(2) ポットホールについて	当社の管理する路面は排水性舗装のため、ポットホールが拡大しやすい	安全な通行提供するため早急な対応が必要である事から、舗装補修の出来る作業員を確保しておくこと	元請けでの作業が望ましい
(3) 段差について	本線場の段差は一部の自動車においてジャンプ台になる場合もある	本線上の段差を見つけた場合は、場所、段差量等を報告し対応を協議すること	
(4) 区画線について	近年安全対策のため、車両がセンサーで区画線を認識し、安全走行を行なう車両も増えている	日頃の巡回により消えかけた区画線を確認報告し対応について協議すること	
(5) 蓋掛けされている側溝について	蓋をかけることで車両の転落を抑制する反面、堆積土砂の確認が不良になる	定期点検時に柵と柵の間で蓋を一枚開け確認し堆積量を報告する	
(6) 路面清掃及び道路附属物清掃について	冬期に事故防止のため融雪剤を散布しており道路附属物に付着している外多量の粉塵が路肩に堆積している	契約後速やかに清掃についての施工計画書を提出の上、ゴールデンウイーク前に完了すること	
5 その他道路施設			
(1) 視線誘導標	事故や当て逃げにより破損されることが多い	巡視中に発見した場合報告しその対応を協議すること	
(2) バリケード	事故や当て逃げにより破損されることが多い	巡視中に発見した場合報告しその対応を協議すること	
(3) 防眩版	事故や当て逃げにより破損されることが多い	巡視中に発見した場合報告しその対応を協議すること	
(4) 防止柵	事故や当て逃げにより破損されることが多い	巡視中に発見した場合報告しその対応を協議すること	
(5) 追加			
6 原因者工事			
(1) 追越車線の復旧について	防護柵の支柱の建立等対向車線の規制も必要な場合もある	規制にあたっては前後の工事との調整が必要となる場合も有る事から監督員と協議すること	
(2) 緊急工事	原因者工事については事故当日に必要な作業が発生することがある	見積作成にあたっては当日の作業も含め見積ること	
(3) 下請け業者との契約	原因者工事については指定業者を下請契約を締結して工事を行なう必要がある	契約後監督員の指示に従い指定の業者と協議すること	
(4) 追加			
2 追加事項2			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

3 追加事項3			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

三陸自動車道

委託区间

18.3km

鳴瀬奥松島
本線TB

鳴瀬奥松島IC

松島大郷IC

松島海岸IC

春日PA 下り 利

春日PA 上り

利府中IC

位 置 図

1:50,000 松 島



道路保全業務

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				
通常巡回	巡回車種類:徒步, 巡回時間帯: 8 : 00 ~ 17:00						単 1号 簡易な補修清掃含む
		回	2				
緊急巡回	巡回車種類:パトロールカー, 巡回時間帯:24時間						単 2号
		回	5				
防災調整池定期巡視							単 3号
		回	10				
防災調整池異常時巡視							単 4号
		回	2				
法面巡視 徒步による巡視	若竹の伐竹及び倒竹除去						単 5号 幼竹処分含む
		週	6				
舗装工		式	1				
路面切削工		式	1				
路面切削	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cm以下(4000m ² を超える), 段差すりつけ撤去作業:無し						単 6号
		m ²	3,000				
路面切削	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cmを超える12cm以下, 段差すりつけ撤去作業:無し						単 7号
		m ²	1,000				
殻運搬(路面切削)	殻種別:AS殻						単 8号 (3000+1000)*0.1
		m ³	250				

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分		殻種別:アスファルト殻						单 9号
			m3	250				
舗装打換え工								
			式	1				
上層路盤		路盤材種類:瀝青安定処理材(25), 仕上り厚:100mm						单 10号
			m2	200				
基層		材料種類:改質As 密粒II型(20)DS3000, 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下						单 11号
			m2	200				
表層（排水性舗装）								单 12号
			m2	3,000				
表層		材料種類:改質As 密粒II型(20)DS3000, 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超						单 13号
			m2	1,000				
表層 仮復旧舗装		材料種類:改質As 密粒II型(20)DS3000, 舗装厚:0m m, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下						单 14号
			m2	200				
薄層かべ-舗装工								
			式	1				
薄層かべ-舗装		舗装色:青, 規格・仕様: E T C レーン						单 15号
			m2	100				
道路清掃工								
			式	1				
路面清掃工								
			式	1				
路面清掃(機械)		作業形態:走行車線						单 16号
			km	36.0				
路面清掃(機械)		作業形態:追越車線						单 17号
			km	36.0				

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
路面清掃(機械)	作業形態:ICランプ	km	16.0				单 18号	
路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:中分清掃, 塵埃量:少ない	km	34				单 19号	
路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:日中施工, 走行車線路肩, 塵埃量:少ない	km	34				单 20号	
路面清掃(歩道・人力) 春日PA清掃	作業形態:粉塵・ゴミの清掃及び雑草抜き取り, 塵埃量:歩道 少ない	回	104				单 21号	
排水施設清掃工		式	1					
側溝清掃(人力)	作業形態:初秋 日中, 側溝蓋規格:無蓋	m	19,000				单 22号	
樹木清掃 人力 周辺除草含む	作業形態:日中 路側及び小段, 機械使用区分:持込, 土砂厚:0cm	箇所	1,200				单 23号	
防災調整池清掃		箇所	2				单 24号	
防災調整池汚泥処理		m ³	20				单 25号	
道路付属物清掃工		式	1					
防眩板清掃		枚	3,390				单 26号	
非常電話清掃		箇所	44				单 27号	
植栽維持工		式	1					

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木・芝生管理工		式	1				
樹木せん定 幹回り30cm未満相当	樹種:高木, 樹高:200cm	本	43				単 28号
樹木せん定 幹回り30cm~60cm相当	樹種:高木, 樹高:300cm	本	211				単 29号
樹木せん定 幹回り60cm~90cm相当	樹種:高木, 樹高:400cm	本	169				単 30号
樹木せん定 幹回り90cm ~120cm	樹種:高木, 樹高:500cm	本	100				単 31号
樹木せん定	樹種:中・低木, 樹高:100cm	本	177				単 32号
樹木せん定	樹種:中・低木, 樹高:150cm	本	87				単 33号
樹木せん定	樹種:中・低木, 樹高:200cm	本	46				単 34号
樹木せん定	樹種:中・低木, 樹高:100cm	本	22				単 35号
樹木せん定	樹種:中・低木, 樹高:150cm	本	29				単 36号
樹木せん定	樹種:中・低木, 樹高:200cm	本	54				単 37号
寄植せん定	樹種:せん定 低木, 樹高:150cm未満	m2	820				単 38号
寄植せん定	樹種:せん定 中木, 樹高:樹高150cm以上	m2	8,550				単 39号

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
芝刈	芝種類:復興芝		m ²	9,300				单 40号
拔根除草	施工内容:植込み地, 施工規模:1000m ² 以上, 施工場所別補正:供用区間 環境緑地帯		m ²	1,000				单 41号
樹木施肥(高木)			本	43				单 42号
樹木施肥(高木)	肥料種類:打込み		本	480				单 43号
寄植・芝施肥(中木)			本	310				单 44号
寄植・芝施肥(中木・低木)			本	105				单 45号
寄植・芝施肥	肥料種類:打込み, 施工内容:寄植 中木・低木, 施工規模:1000m ² 以上, 施工場所別補正:供用区間 環境緑地帯		m ²	8,550				单 46号
枝葉処分			t	50				单 47号
除草工			式	1				
道路除草工			式	1				
道路除草(複合)	作業形態:切土法面・排水溝点検除草		m ²	50,000				单 48号
道路除草(複合)	作業形態:盛土法面(全面刈)		m ²	20,000				单 49号
除草処分			t	50				单 50号

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
除草剤散布	上下線・中央分離帯及び走行車線路肩 噴霧器による散布	回	2				単 51号
法面伐木		式	1				
支障木伐採	バッカホーによる除草機械等を使用	式	1				内 1号 土日を除く就業日
道路修繕		式	1				
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動、規格・仕様区分:破線 1.5cm, 塗布厚:厚1.0mm, 排水性舗装:有り	m	5,000				単 52号
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動、規格・仕様区分:実線 2.0cm, 塗布厚:厚1.0mm, 排水性舗装:有り	m	3,000				単 53号
高視認性区画線 塗色:黒色	施工方法区分:ワフ式(溶融式), 規格・仕様区分:実線 20cm	m	4,000				単 54号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日					単 55号 15/月*12*2人
交通誘導警備員		人日					単 56号 10/月*12*2人

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
雑工		式	1				
月別精算		式	1				
廃棄物		式	1				内 2号
労務費 3月～2月		式	1				内 3号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（本01）

一式当たり内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	支障木伐採	パックホーによる除草機械等を使用					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
クサカルゴンリース代		月					
パッカー車[回転式] 4.0m ³		時間					
ダンプトラック[オントロット・ディーゼル] 2t積級		時間					
トラック[普通型] 2t積		時間					
ダンプトラック[オントロット・ディーゼル] 4t積級		時間					
チェンソー[ガソリンエンジン] 鋸長500mm 排気量0.060L	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 1日, 交替制を適用しない, 0, しない, しない, 5時間	日					単 92号
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4~4.5t積 吊能力2.0t	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 2時間, 交替制を適用しない, 0, し ない, しない, 4時間	時間					単 93号
土木一般世話役		人					20日
特殊作業員		人					20日
普通作業員		人					
合計							

一式当たり内訳書

単価使用年月	2025.11
歩掛適用年月	2025.11
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	廃棄物						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分費 枝葉処分費		t	100				
処分費 除草廃棄物（一般）		t	50				
処分費 除草廃棄物（一般）		t	5				
合計							

一式当たり内訳書

単価使用年月	2025.11
歩掛適用年月	2025.11
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	労務費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土木一般世話役		人					10人*12ヶ月
特殊作業員		人					10人*8ヶ月
普通作業員		人					4人*8日*8ヶ月
合計							

道 路 損 傷 施 設 復 旧 工

設計内訳書（本01）

工事名	仙台松島道路 道路保全業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1		6,208,000		
道路付属物復旧工		式	1		6,208,000		
付属物復旧工		式	1		6,208,000		
原因者工事復旧 ガードレール撤去・設置		m	400	15,520	6,208,000		単 1号
直接工事費		式	1		6,208,000		
共通仮設		式	1		1,293,000		
共通仮設費（率計上）		式	1		1,293,000		
純工事費		式	1		7,501,000		
現場管理費		式	1		4,029,000		
工事原価		式	1		11,530,000		
一般管理費等		式	1		2,514,000		
工事価格		式	1		14,044,000		
消費税額及び地方消費税額		式	1		1,404,400		

設計内訳書（本01）